

## 移転等に伴う損失補償の内容について

下記の各補償内容につきましては、移転等に伴う損失補償についての代表的な事項を整理したものです。

### ■建物の補償



建物については、構造、用途、従前地・仮換地の状況、その他の条件を検討して移転工法（再築、改造、曳家等）を決定し、これらに必要な費用を損失補償基準に基づき算定して補償します。

なお、再築の場合は、同種同等のものを新築するために必要な費用に再築補償率（※）を乗じた額等を補償します。また、家屋の解体・撤去についても補償します。

※再築補償率：経過年数に応じた現在価格+運用益損失額を算定するための率

### ■工作物の補償



移設することが相当な工作物（門扉・看板など）については移設に必要な費用を、新設することが相当な工作物（ブロック塀・土間コンクリート等）については、同種同等のものを新設するために必要な費用に再築補償率（※）を乗じた額等を補償します。

※再築補償率：経過年数に応じた現在価格+運用益損失額を算定するための率

### ■立竹木の補償



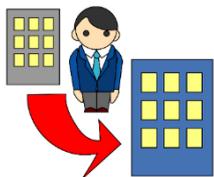
移植することが相当なものについては移植に要する費用を、伐採することが相当と判断される場合には伐採に伴う損失額をそれぞれ補償します。

### ■動産移転料



建物の移転に伴い、家財道具などの動産を移転する必要がある場合は、運搬に必要な費用を補償します。

### ■仮住居補償



移転する建物に居住されている場合で、建物の移転工事期間中、仮住まいを必要とされる場合は、仮住居に要する費用（家賃等）を補償します。

### ■移転雑費



建物の移転に伴って生じる移転先を選定するための費用や旅費、慣習として行われる上棟式や建築祝いなどに要する費用、移転したことを通知するための挨拶状などの費用を補償します。

### ■営業補償



店舗や工場を移転していただくために、営業を一時休止する必要があるときは、営業状況等の調査（税務署への申告の写しなどの営業関係資料）に基づいて、休業を必要とする一定期間の収益減や従業員に対する休業手当などを補償します。

また、区画整理事業においては、仮店舗の設置など「賑わいの持続」にも取り組む方針です。

### ■借家人補償



賃借している建物が移転することにより、その建物を引き続き借りることができなくなった場合には、現在の家賃と地域の平均的な家賃との差額等について一定期間補償します。併せて、動産移転料（引越費用）も補償します。

### ■家賃減収補償

賃貸している建物を移転する場合、家主の方は、移転期間中に賃貸料を得ることができませんので、その損失を補償します。